

平成 23 年 5 月 16 日 濱口博史

1 支援拠点の設立支援について

4月28日の議論のための提案とりまとめ・たたき台、5月13日の坪郷提案、早瀬提案等の支援拠点の設立支援について賛成する。選択できるメニューをもつ制度とすることにも賛成する。

ただし、以下の諸点に留意されるべきである。

- (1) 当施策において、一地域につき一支援拠点のみの採択とするのか、複数の採択を予定するのか問題である（結果として一拠点のみとなることは別論である。）。
- (2) 当該拠点に参加する者の利益及び地域の利益を適切に代表しているかどうかが問題となる場面がある。一方で、当該拠点に参加をしない者又は組織・団体の自由をどのように確保していくかという問題がある。これは当施策によって支援の決定をする場面とその後の運営の場面の二つの場面で問題となる。

これは、(1)での制度設計ともかかわる。地域の特性ともかかわる。4月26日の山口提案、5月9日の吉田提案、5月13日の寺脇提案、ひいては3月28日の掘田提案があるところである。

- (3) 支援拠点は特定の機能をもつ。したがって、施策の内容としては、メニューを示すということ以上に、助成及び税制上の支援をすることを盛り込むことに異論はないところであろうと思われる。ただし、今回の提言のなかで、助成、税制上の支援を設計するにあたっては、多様な活動を国の視点から助ける（ボトムアップ）という視点からは、一般的な制度（下記2など参照）が設けられたなかで、その特殊の場合として支援拠点への助成や税制上の支援をするという方向性をもつべきである。
- (4) 支援拠点の設立支援に向けては、詳細な基準や仕様を設けるのではなく、アカウントビリティを重視するという方向性をもつべきである。

2 税制上の支援について

5月13日付で、私は、財務大臣は、東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う特定非営利活動法人で認定を受けていないものうち一定のものを指定すること、財務大臣は、東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う一般社団法人・一般財団法人で認定を受けていないものうち一定のものを指定すること、財務大臣は、地縁団体その他東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う団体のうち一定のものを指定することを提案した。これを補足する。

- (1) 指定寄付金制度（便宜上所得税法78条2項2号のみを挙げる）は、もともと法人の類型等を要件にしていない（法人の類型が要件とされる所得税法78条2項3

号・施行令 217 条と棲み分けている。)。法文上は、「法人又は団体」と言っており、法人であることも要件ではない。認定されていない NPO を指定の対象とすることは十分可能である。また、一般社団法人・一般財団法人、地縁団体等であっても指定をすることができないという理由はないはずである。したがって、これらについて、現在でも個別に指定をすることは可能のはずである。今回の提案は、これらの組織に対し、一定の要件をあらかじめ明示した指定を財務大臣が行うことを提案するものである。

- (2) 指定寄付金の対象となるためには、同様の要件を定める法人税の効果の観点（全額損金となる）からすると、認定 NPO 法人である、あるいは公益法人であるという要件よりも「全体として」要件が重い必要がある。しかしその指定寄付金の対象とされるための要件の加重は、法人の類型に求めるのではなく、条文どおり、寄付金が広く募集されること及び事業の緊急性に求めるべきである。しかるところ、東日本大震災からの復旧・復興を行う認定されていない NPO、一般社団法人・一般財団法人、地縁団体においては、事業の緊急性は一応明らかなのである。

3 人材の確保について

議論のための提案とりまとめ・たたき台における国家公務員・地方公務員の NPO 等への参加促進制度創設と 5 月 13 日付の私の提案の第 2 項とは目的に重なるところがある。この観点からの議論が必要である。

以 上